

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年3月15日（水） 午前11時48分～午後0時01分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川、大島 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 倉澤主査
- 6 議 事 (1) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

7 会議の概要

(1) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでははじめに、次第（1）経済部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。井之川委員。

○井之川委員 前回の栄町の大型店の出店に関係して市内商業への影響についてと出したが、本町通り商店街の活性化対策についてというようなことで聞きたいと思うが、この中に含めても大丈夫か。

○委員長 本町通りだとやはり別のほうがよいか。

○井之川委員 中心市街地商店街というのでもよいし。要するにあんなところに大きいのができてこっちはどうするんだという、影響だけでなく活性化、それが一つと、中心市街地の商業の活性化についてと別に入れてもらって。

○委員長 はい、それを入れる。事務局。

○事務局書記 確認させていただく。中心市街地商店街の活性化対策について。本町通りというよりは中心市街地でよいか。

○井之川委員 はい。

○委員長 本町通り商店街というよりは中心市街地商店街と言ったほうがよい。

○井之川委員 そうだ。中心市街地商店街である。区画整理とタイアップして。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。

なければ、以上で経済部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（2）都市建設部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。井之川委員。

○井之川委員 簡易水道事業の内容についてということで、1つは各簡易水道組合の経営状況について。2つ目が、各簡易水道組合と市の簡易水道事業会計との関係について。何と聞けばよいか。簡易水道、今回値上げしたところがある。おそらく財政的に苦しいから値上げしたのであろう。ただ、中には何千万だか何億だか、貯蓄している組合がある。

○委員長 うちのほうは多くの金がある。

○井之川委員 だから、そういうところの会計の監査を市できちんとしているのかと、そういうことを聞きたい。

○大島委員 会計もそうだし、あと配管だってめちゃくちゃである。設計図がないし、昔は、俺の家を通していいよ、なんて。浅いし。みんなそれだから。

○委員長 うちのほうも住宅の下に配管がある。

○井之川委員 住民が納得してやっているのならばよいが、いろいろ意見が出ているところなんかは。

○委員長 ただ、そういうのも当時のそこの家の親父と話したけれど、代が変わるとまた違ってしまふから、そういったところがもめる原因になるところがある。

○大島委員 本当は監査で、会計監査というのは市がまとめたものしか報告していないから、各地区の監査のものは来ていない。

○井之川委員 だけれどもそれは細かくやるかどうかは別にして、そういう資料もちゃんと監査に出すべきである。

○大島委員 本当は。監査には市のものしか来ない。薄根だか池田だか細かいものは分からない。

○井之川委員 相当いい加減なところもあるらしい。市はどういう指導しているかと聞きたい。

前はバラバラだったが、今は一応市の簡易水道というふうに、みんな組合が。

○委員長 そういう監査を各組合でやったら、それを市に上げて、市のほうで見てということにしないと。

○井之川委員 だけど一応数字は出して、それを合計したのが市の決算になっているのであろう。

○大島委員 それは分からない。

○井之川委員 だからそういう点で、ちょっとその辺を、市がどういう対応しているのかということで聞きたい。

それでどうも住民から話があったらしいのだが、全く市は取り組んでくれない、という話なのである。

○大島委員 本当は簡易水道を全部市に委託すれば、そうすると国のほうも補助金を出してくれるわけだ。

○委員長 私も組合長に言ったら怒られた。ではこのお金をどうするのだ、多くのお金があるではないか、それがあるから、そんなのは沼田市にはやれないと。

○井之川委員 それは別に、組合というのは残しておいて、金を持っていけばいいのではないか。

○大島委員 本当はやはり、全部もう市に委託してしまうのが一番よい。

○委員長 配管ももう50年以上、うちのほうも経っている。だから1つはねればもう1,000万、2,000万円すぐかかるから、そんな感じでもったいながら全部お金をつけてやれば、みんな市でやってくれるのである。

○井之川委員 これからみんな老朽化して行って、金がどんどんかかると思うのである。

○委員長 川田地区で市のほうにやったのは、岩本の上野地区だけである。

○大島委員 それをしないと大変なことになる。私もずっと言っていたが。

○委員長 それでは、事務局。

○事務局書記 調査事項について確認させていただく。1点目であるが、各簡易水道組合

の経営状況について。2点目、各簡易水道組合と市の簡易水道事業会計との関係について。

○井之川委員 はい。それで聞ける。

○委員長 ほかに。大島委員。

○大島委員 3・3・1環状線の道路、こちら側の人、出入りが容易ではない場所が出てくるのであろう。その辺は解決しているのか。

○委員長 大間々線のところか。

○大島委員 だから結局、向こうまでこう行くであろう。そうすると何メートルか入るの
だろう。

○井之川委員 入って、向こうの住宅の人と別になる。道が。

○大島委員 だからその辺がうまく出られない。

○委員長 では角屋工業のところ、まっすぐ……。

○井之川委員 まっすぐ何メートルか向こうまで行くわけである。

○大島委員 何メートルか行く、そうすると今度こちら県の住宅がある。

○井之川委員 両側の住宅は、直接その道に入れないで、側道を造るといっている。

○大島委員 その辺がうまくいっているかどうか。

○委員長 その辺の説明を求めると。

○大島委員 整備した周りの両端の、個人住宅の道路に行くまでに、みんな入れるわけ
ではないから。

○井之川委員 だから3・3・1環状線の上之町、大間々線との交差点の対応について、
みたいなものでいいのではないか。聞けば。

○大島委員 交差点はいくつか、向こうだって造るわけだから。

○井之川委員 そこのところの交差点の段差がありすぎて、そういうふうになっているの
だ。直接出られないのだと。

○大島委員 そうなのである。どうもそうらしい。なんて言えばいいのか。側道について
。結構住宅があるのだ。それがうまく出られるようになっているのか、話し合いができて
いるのか、計画性がどうなっているのか。説明してくればいい。

○井之川委員 いいのではないか、その交差点付近の段差の解消についてだとか、そうい
う……。

○中村委員 取付状況について。

○大島委員 そうだ。

○委員長 交差点の取付状況について。

○中村委員 3・3・1環状線と県道との取付状況について。

○大島委員 聞けば分かる。

○井之川委員 住宅からの、何というか……、側道を造ると言ったのである。別に。

○委員長 直接は入れないのか。段差ができるのか。

○井之川委員 段差が大きくできてしまうので。

○大島委員 結構知らない間に両端、家ができているのだ。角屋工業がどいたから。

○委員長 それでは、事務局。

○事務局書記 確認させていただく。3・3・1環状線と県道との交差点付近の取付状況
について、の文言でよろしいか。住宅への進入路といった関係で。

- 井之川委員 はい。
- 委員長 付近と言えば、あの辺が全部入るから。
はい、それではほかに。井之川委員。
- 井之川委員 あれはやはり駄目なのか、盛土は。環境課か、相変わらず。三峰山の盛土は。
- 大島委員 あれはどうなってしまったのか。本当に。
- 井之川委員 いや、そのままになっている。
- 委員長 それも報告してもらおうか。時間が経ったから。
- 井之川委員 もし向こうがやってくれるのなら。
- 大島委員 県が撤去するということになったのか。なっていないのか。
- 中村委員 進展なしであろう。
- 井之川委員 太陽光発電施設を造ると言っているのだから、造るならそういう申請をしろと言っているのだが、申請しないままただら来ている。撤去しろという話になっていない。
- 委員長 環境課だが、農林課に聞いたらいいのか。
- 井之川委員 もうあの林道は止まったままである。
- 大島委員 道路はね。
- 委員長 太陽光のも、林地だから、そこを農林課のほうで……。
- 井之川委員 農林課のほうに来たのか。許可申請は。
- 委員長 環境課ではなく農林課に、太陽光発電やるのに、許可申請が出ているのであろう。
- 井之川委員 それではそこに聞けばいいのだな。
- 委員長 農林課のほうに聞けばよいか。その太陽光発電がその後どうなってるかと。
- 井之川委員 三峰林道と盛土のところの太陽光発電施設の進捗状況について、ということでは聞けば。
- 大島委員 そうか、まだ進展していないのか。
- 井之川委員 林道なんてずっと止められて、壊れていて通れない。
- 大島委員 道路はもうめっちゃめっちゃだ。
- 委員長 雨なんか降ったとき、災害が起きないようにしているのか。
- 井之川委員 だから何もしていない。そのまま、我々が見たときのまま。
- 委員長 それでは、事務局。
- 事務局書記 確認させていただく。三峰林道盛土箇所の太陽光発電施設のその後について。
- 大島委員 太陽光発電施設になっているのか。
- 井之川委員 一応、太陽光発電施設を造ります、という申請で木を切ったのである。
- 大島委員 その後どうなっているかでもいいのではないかと。まだ片付いていないのに大丈夫かと。
- 井之川委員 状況についてということでは。
- 大島委員 状況についてでよい。太陽光発電施設と入れないで。そんな後からこじつけでそう言っているかもしれない。
- 委員長 では三峰林道の開発のその後の状況について、で。都市計画課か。

○事務局書記 開発のその後の状況について、であろうか。

○委員長 はい。

○大島委員 残土、泥があるがどうしてくれるのかと。

○井之川委員 それで、この5月から盛土の法律ができる。

○委員長 今そんな状況であれば、もしこれからやるなら、その前にやってしまわなければできないということであろう。

○井之川委員 あのくらいの面積がどういうことになるのか、細かいことは分からないが、新法ができたのである。

○委員長 熱海のことがあったから。

ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ先ほどの内容を追加で当局へ通知する。そんな形で進めさせていただく。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で経済建設常任委員会を終了する。